

ご協力ください！ ごみの減量とリサイクル

本市は令和2年度までにごみの排出量の20%削減(対平成20年度比)を目標にしています。今回は元年度の状況についてお知らせします。

■ごみの排出量は？

元年度のごみ排出量は3万2,014tでした(右表参照)。これは市民1人が1日当たり847gを排出していることになり、平成20年度と比較すると8.4%減少しています。

■ごみ処理にかかる経費は？

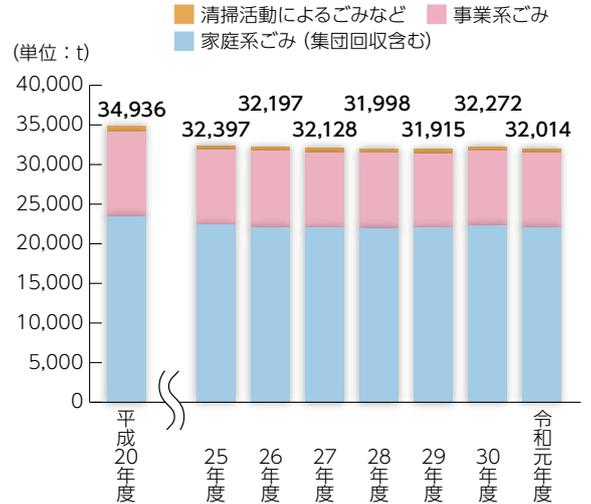
元年度のごみの収集・処理経費は11億2,627万円で、市民1人当たり1万871円の費用がかかっています。ごみ処理経費の一部には、指定袋と粗大ごみ処理券の販売収入が使われています。

■リサイクルの状況は？

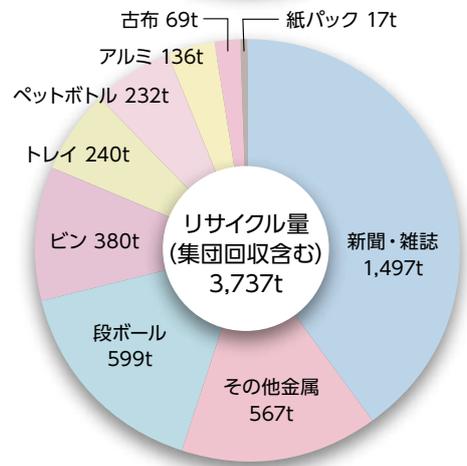
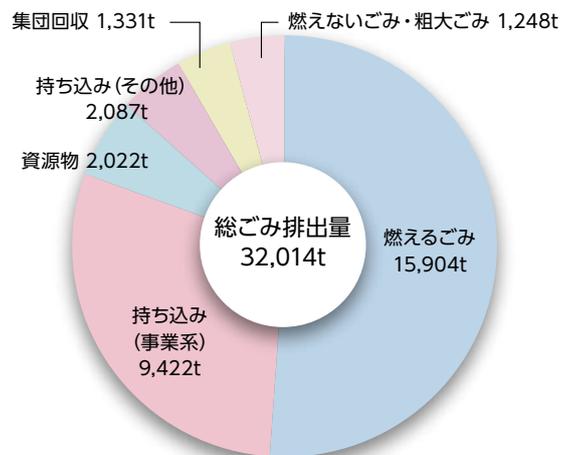
元年度のリサイクル量は3,737t、リサイクル率は11.7%でした。そのうち、子ども会などが主体となって実施している集団回収は1,331tで、全リサイクル量の35.6%を占めています。

■家庭で実践できるごみ減量施策

「生ごみのひと絞り」が挙げられます。生ごみは80%が水分といわれています。各家庭で生ごみを捨てる前に、「ぎゅっ」と絞るだけでも、ごみの減量や処理費用の軽減につながります。さらなるごみ減量のため、ぜひ皆さんの生活様式に見合った方法でご協力をお願いします。



■総ごみ排出量・リサイクル量



問い合わせは環境政策課(☎754・6240)

高額医療・高額介護合算療養費の申請を

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の方の自己負担が高額にならないように負担の軽減を図る制度です。

対象者には通知を送付

1年間（8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計額が高額となった場合に、一定の限度額（下表参照）を超えた分を利用者の自己負担額の比率であん分し、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護（予防）サービス費」として支給されます。

計算は「世帯単位」で行いますが、同一世帯に属していても、加入する医療保険が異なる場合は別々に計算されます。

令和2年7月31日現在、国民健康保険の被保険者で元年度分の支給対象者には1月末頃に通知します

ので申請してください。後期高齢者医療制度の被保険者には3月頃に通知する予定です。

なお、対象期間中に他の市町村から転入した方や他の医療保険から移った方などには、通知できない場合がありますので、お問い合わせください。

※基準日（2年7月31日）現在、社会保険などの加入者の申請は加入先になりますが、介護保険自己負担額証明書が必要となりますので、介護保険窓口（市役所2階A窓口）で交付の申請をしてください。また、医療費、介護サービス費いずれかの自己負担額が0円の場合や、一定の限度額を超える額が500円以下の場合は支給の対象になりません。

限度額基準表

■70歳未満

所得区分	各年8月～翌年7月
所得*901万円超	212万円
所得*600万円超901万円以下	141万円
所得*210万円超600万円以下	67万円
所得*210万円以下（住民税非課税世帯除く）	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。

■70歳以上75歳未満

■後期高齢者医療制度加入者

所得区分		各年8月～翌年7月
現役並み所得者*1	Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般（上記以外の住民税課税世帯）		56万円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰ以外の住民税非課税世帯）	31万円
	低所得者Ⅰ（年金収入が80万円以下の方など）*2	19万円

※1…現役並み所得者とは、高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が「3割」となっている70歳以上の方。

※2…低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得者Ⅱの限度額が適用されます。

問い合わせは 【国民健康保険】国保・年金課 ☎754・6253
 【介護保険】介護保険課 ☎754・6228
 【後期高齢者医療制度】大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031